

# 相続

Souzoku tsushin

# 通信

2026  
June

# 06



税理士法人 向田会計

〒376-0045 群馬県桐生市末広町6-10  
TEL 0277-45-2160 FAX 0277-45-2161

# 相続税 55%時代の海外移住戦略 ～経営者が注目すべき外国の現実

相続税の負担が重い日本では、相続に悩む企業経営者が少なくありません。近年は、海外移住を通じて節税を考える動きも出ています。では、企業経営者にとって現実的な移住先はどこなのでしょう。

## なぜ企業経営者は 海外移住を考えるのか

日本の相続税は、最高税率55%です。企業経営者にとって、この税率は単なる個人資産の問題ではありません。自社株、不動産、金融資産、事業承継まで含めて、次世代にどのように資産を残すかという経営課題そのものです。

特にオーナー企業の場合、自社株の承継は、経営権の維持にも影響します。

こうした背景から、富裕層や企業経営者の間では、海外移住によって相続税や譲渡所得税の負担を抑える選択肢が注目されています。

海外移住先として人気が高いのは、シンガポールとマレーシアです。いずれもアジア圏にあり、日本からのアクセスが良く、医療や生活インフラも整っています。

ただし、海外に住めばすぐに日本の相続税を避けられるわけではありません。日本にはいわゆる「10年ルール」があります。

被相続人や相続人が過去10年以内に日本に住所を持っていた場合、国外財産にも日本の相続税が課される可能性があります。

つまり、相続税対策として海外移住を考えるなら、短期的な節税ではなく、10年以上を見据えた資産承継計画として検討する必要があります。

そのうえで、どの国を選ぶかは非常に重要です。税制だけでなく、ビザの取得可能性、医療、

家族の生活、後継者との関係、事業運営の継続性まで考えなければなりません。

## シンガポールは 超富裕層経営者向け

シンガポールは、相続税、贈与税、譲渡所得税がない国です。法人税率も比較的安く、金融インフラも世界トップクラスです。

資産管理会社やファミリーオフィスを設定し、グローバルに資産を運用したい経営者にとっては、非常に魅力的な国です。

特に大きなメリットは、資産承継と資産運用の自由度です。日本では、相続税だけでなく、資産運用に係る所得税負担も重くなりがちです。一方、シンガポールでは譲渡所得税がないため、保有資産の組み替えや投資戦略を立てやすくなります。

ただし、シンガポール移住のハードルは高いです。一般的な退職者向けビザはなく、富裕層が長期滞在や永住権を目指す場合、グローバル・インベスター・プログラム、いわゆるGIPが主なルートになります。

GIPでは、事業投資で約11億円以上、認定ファンド投資で約27億円以上、ファミリーオフィスでは約220億円規模の運用資産が目安とされます。単に資産があるだけでなく、事業経験や投資実績も問われます。

そのため、シンガポールは「資産数億円のリタイア層」よりも、「資産100億円規模のオー

ナー経営者」や「事業売却後にグローバルな資産管理をしたい創業者」に向いています。

医療水準や治安は高く、生活の安心感は抜群です。しかし、生活費や家賃はアジアでも最高水準です。中心部の1ベッドルームでも月40万~50万円台、富裕層向けの住環境を求めると月100万円を超えることも珍しくありません。

## マレーシアは二拠点生活 とコスト重視に向く

マレーシアは、長期滞在ビザ制度であるMM2Hが有名です。固定預金や不動産購入などの条件はありますが、シンガポールのGIPに比べると、はるかにアクセスしやすい制度です。

MM2Hには、シルバー、ゴールド、プラチナといった段階的なティアがあります。シルバーでは固定預金が約2,200万円程度、ゴールドでは約7,400万円程度、プラチナでは約1.5億円程度が目安とされています。

50歳以上の場合、最低滞在日数の要件が免除されるため、日本とマレーシアを行き来する二拠点生活にも向いています。完全移住に抵抗がある経営者にとって、まずは海外拠点を持つという選択がしやすい国です。

マレーシアの大きな魅力は生活コストです。

クアラルンプール中心部でも、家賃はシンガポールの数分の一です。2ベッドルームの高級コンドミニアムでも、月12万~21万円程度が目安です。医療費も比較的安く、私立病院の医療水準も高いです。外国人対応に慣れた医療機関があります。

税制面では、マレーシアは相続税を廃止しており、贈与税も基本的にありません。MM2H保有者については、海外からの送金に関する税制優遇もあります。

ただし、制度変更には注意が必要です。

MM2Hは過去にも条件変更が行われており、今後も固定預金額、滞在要件、税制の取り扱いが変わる可能性があります。

移住前には、現地の税理士や弁護士に確認することが欠かせません。

## 経営者が移住前に確認すべき 3つのポイント

海外移住を相続税対策として考える場合、国選びだけで判断してはいけません。企業経営者の場合、個人の居住地変更が、会社、家族、後継者、資産管理全体に影響します。

まず確認すべきは、日本の税務上、本当に非居住者と認められるかどうかです。形式的に海外に住民票を移しただけでは不十分です。

生活の本拠、滞在日数、家族の居住地、資産の所在、会社での役職、意思決定の場所などを総合的に見られます。

次に重要なのが、自社株と国内資産の整理です。日本国内に不動産や株式、銀行口座が残っていれば、移住後も日本の相続税と無関係にはなりません。

特に自社株は評価額が大きくなりやすいため、持株会社などを含めた設計が必要です。

そして最も重要なのが、相続人側の居住地です。被相続人だけが海外に移住しても、相続人が日本に住んでいれば、日本の相続税が課される可能性があります。

相続税対策として海外移住を考えるなら、親だけでなく、子や後継者のライフプランも含めて考える必要があります。

相続税対策として海外移住を検討するなら、まずは現地視察を行い、税理士、弁護士、移住コンサルタントを交えて、10年以上先を見据えた計画を立てることが重要です。

(著者 公認会計士/税理士 岸田康雄)

銀行口座の凍結を解除する方法と注意点を教えてください。

# 銀行口座を凍結期間中に解除する方法は2つあります。

## ■凍結を解除する方法と注意点

### (1)銀行口座の凍結期間中に解除する方法

銀行口座の名義人が亡くなってその口座が凍結された場合でも、葬儀費用や入院費などの支払いをするためにその凍結を解除できます。凍結を解除するには大きく分けて2つの方法があります。

#### ①自分で書類を集めて凍結を解除する(仮払い)

口座名義人の法定相続人に該当すれば、凍結口座を解除することができます。

銀行口座は遺産分割が完了するまでは法定相続人全員の共有財産ですので、その一部の払い出しが可能です。法定相続人自身が書類を集めて銀行の窓口に行けば、凍結を解除できます。

#### ②専門家に依頼して凍結を解除する

基本的に口座の凍結を解除する手続きは、銀行の窓口でしかできません。しかし、法定相続人の中には様々な理由により外出がままならない人がいたり、葬儀などの手続きで忙しく銀行に行く時間が取れない方もいるでしょう。

こうした場合は専門家に代理人になってもらい、手続きを進めることが可能です。

### (2)凍結解除する際の注意点

本来、亡くなった方の口座は、遺言書で指定された方や遺産分割協議により相続する方が受取ります。当然相続人以外の方が受取ることにはできませんし、誰が相続するか未確定な段階で銀行口座を相続することもできません。

しかし、実際には遺産分割協議が確定して銀行口座を相続する人が決まるまでの数カ月間に、いろいろな支払いが発生します。

特に、亡くなった方の入院費や後に発生する葬儀費用等などは、亡くなった方の口座から支払うことが多いでしょう。

そのため例外的に、銀行口座が凍結されている時でも理由を説明することによって引き出すことが可能になっています。

しかしそのために説明の時間をとることは手間のかかることが多いです。そこで、2019年7月から預貯金仮払い制度が始まりました。

この制度は、銀行で手続きを行うことにより、払い戻しを受けることができるものです。

出金できる金額は、次のいずれか低い方の金額です。この手続きは、金融機関で行う方法と、家庭裁判所で行う方法の2つがあります。

- 「亡くなった時の預貯金残高」×1/3
- ×法定相続分
- 150万円

## ■相続預金の払い戻し制度を利用する場合

### (1)払戻制度を利用するメリット

金融機関で払戻制度を利用するメリットは、直接金融機関に足を運び手続きをするだけで現金の引き出しが可能になることです。

家庭裁判所で払戻制度を利用するメリットは、150万円以上の現金の引き出しが可能になることです。

### (2)払戻制度を利用するデメリット

金融機関で払戻制度を利用するデメリットは、引き出せる金額が150万円までであることと金融機関ごとに手続きするため手間がかかります。また、手続きには被相続人の戸籍謄本、本人確認書類、実印、印鑑証明書等の書類の用意が必要です。

家庭裁判所で手続するデメリットは、理由の説明と費用や時間がかかることです。